

ISSN 2188-4676

東京外国語大学 国際関係研究所 <令和元（2019）年度活動報告書>

『現代世界の諸相』

(Vol. 9 - 2019)

Annual Report, 2019
Tokyo University of Foreign Studies
Institute of International Relations



東京外国語大学 国際関係研究所

Contents

目次

1. 2019 年度開催イベント一覧
(連続講演会シリーズ「現代世界と国際関係」、国際関係研究所研究会、その他のイベント、
リレー講義「アジア共同体を考える」)
..... 5

2. 連続講演会シリーズ「現代世界と国際関係」
 - 第 1 回 「タイ外交と国際交流：日本語タイ語通訳の経験から」(2019 年 11 月 14 日)
(講演者) 内野ティランクーン氏
〔在東京タイ王国大使館・一等書記官〕
..... 13
 - 第 2 回 「日中関係の課題～多文化共生の視点から」(2019 年 12 月 5 日)
(講演者) 高橋邦夫氏
〔日本総研国際戦略研究所副理事長、元在中華人民共和国日本国大使館公使、
元駐スリランカ大使兼モルディブ大使、元駐ネパール大使〕
..... 15
 - 第 3 回 " Marriage Migration: Experiences of Village Women from Northeastern
Thailand with Western Men" (2019 年 12 月 17 日)
(講演者) Dr. Ratana Tosakul
〔首都大学東京・前東京外国語大学特任教授〕
..... 21
 - 第 4 回 「国際移住機関 (IOM) の活動～多文化共生の視点から」(2019 年 12 月 19 日)
(講演者) 佐藤美央氏〔国際移住機関・駐日事務所代表〕
..... 43
 - 第 5 回 「OECD の業務について」(2020 年 1 月 16 日)
(講演者) 横川友美子氏
〔経済協力開発機構 (OECD) 東京センター・広報マネージャー〕
..... 47

3. 国際関係研究所研究会	
第1回 「認知症高齢者の事故に対する監督責任について」(2019年6月26日) (報告者) 鈴木美弥子氏〔本学大学院総合国際学研究院 准教授〕	53
第2回 「中国メディアにおけるナショナリズム：香港の社会運動に関する報道を中心に」 (2020年2月19日) (報告者) エン・シンキョク氏〔本学大学院博士後期課程〕	59

4. その他のイベント	
「カセサート大学(タイ)との研究ネットワークの構築に関する意見交換会」 (参加者) スニサー特任教授(本学世界言語社会教育センター)、松隈潤副学長、 宮田敏之教授(国際関係研究所所長)、キィティマー人文学部長、ルジラー講師、 ノッパワン講師、ブッサバー准教授	64

5. 国際関係研究所定期刊行物紹介	66
-------------------	----

6. 国際関係研究所研究員一覧	68
-----------------	----

7. 編集後記	69
---------	----

開催イベント一覧

連続講演会シリーズ「現代世界と国際関係」

実施日		講師・題目
1	2019年11月14日	内野ティールンクーン氏 (在東京タイ王国大使館・一等書記官) 「タイ外交と国際交流：日本語タイ語通訳の経験から」
2	2019年12月5日	高橋邦夫氏 (日本総研国際戦略研究所副理事長、元在中華人民共和国日本国大使館公使、元駐スリランカ大使兼モルディブ大使、元駐ネパール大使) 「日中関係の課題～多文化共生の視点から」
3	2019年12月17日	Dr. Ratana Tosakul (首都大学東京・前東京外国語大学特任教授) " Marriage Migration: Experiences of Village Women from Northeastern Thailand with Western Men"
4	2019年12月19日	佐藤美央氏 (国際移住機関・駐日事務所代表) 「国際移住機関（IOM）の活動～多文化共生の視点から」
5	2020年1月16日	横川友美子氏 (経済協力開発機構（OECD）東京センター・広報マネージャー) 「OECDの業務について」

国際関係研究所研究会

実施日		講師・題目
1	2019年6月26日	鈴木美弥子氏 (本学大学院総合国際学研究院 准教授) 「認知症高齢者の事故に対する監督責任について」
2	2020年2月19日	エン・シンキョク氏 (本学大学院博士後期課程) 「中国メディアにおけるナショナリズム：香港の社会運動に関する報道を中心に」

その他のイベント

実施日	題目・講師
2019年6月25日	「カセサート大学(タイ)との研究ネットワークの構築に関する意見交換会」 (参加者) スニサー特任教授(本学世界言語社会教育センター)、松隈潤副学長、宮田敏之教授(国際関係研究所所長)、キィティマー人文学部長、ルジラー講師、ノッパワン講師、ブッサバー准教授

リレー講義「アジア共同体を考える」（秋学期月曜2限）

<p>1</p>		<p>2019年10月7日 宮田敏之先生 （本学大学院総合国際学研究院教授） 「ASEAN 共同体と東南アジア経済」</p>
<p>2</p>		<p>2019年10月14日 山崎直也先生 （帝京大学外国語学部外国語学科教授） 「修学旅行は次世代の日本と東アジア の関係を変えるか？—急増する台湾修 学旅行を考える—」</p>
<p>3</p>		<p>2019年10月21日 遊川和郎先生 （亜細亜大学アジア研究所教授） 「香港：一国二制度の行方」</p>
<p>4</p>		<p>2019年10月28日 志田仁亮氏 （環日本海経済研究所調査研究部研究 主任） 「北東アジアとロシアの経済関係」</p>

<p>5</p>		<p>2019年11月4日 丹羽泉先生 (本学大学院総合国際学研究院教授) 「朝鮮半島情勢を考える」</p>
<p>6</p>		<p>2019年11月11日 藤沼敏雄氏 (国際協力機構専門家、元日本国際協力銀行) 「メコン地域の連結性強化と日タイ協力連携～南部経済回廊とダウエーSEZ開発事業」</p>
<p>7</p>		<p>2019年11月18日 小林寛史氏 (アジア農業協同組合振興機関・常務理事、前全国農業共同組合中央会国際企画部長) 「農業者の視点から見たアジア諸国との連携」</p>
<p>8</p>		<p>2019年12月2日 棚田京一氏 (株式会社デルフィス社長、前トヨタ常務、前タイトヨタ社長) 「海外マネージメント～アジアでの現場経験より～」</p>

<p>9</p>		<p>2019年12月9日 大庭三枝先生 （東京理科大学教授） 「変化するアジア太平洋の国際環境とASEAN」</p>
<p>10</p>		<p>2019年12月16日 山本吉宣先生 （新潟県立大学政策研究センター、東京大学名誉教授） 「東アジアシステムの変容とアジア共同体」</p>
<p>11</p>		<p>2019年12月23日 大西康雄氏 （JETRO アジア経済研究所新領域研究センター上席主任調査研究員） 「転機の一帯一路と中国経済」</p>
<p>12</p>		<p>2020年1月6日 中西嘉宏先生 （京都大学東南アジア地域研究 研究所准教授） 「ミャンマー：民主主義のダークサイドを考える」</p>

13



2020年1月20日

田山博子氏

(アジア農業協同組合振興機関・教務部コーディネーター)

「JAグループによるアジアへの国際協力」

連続講演会シリーズ
「現代世界と国際関係」

国際関係研究所主催
講演会シリーズ「現代社会と国際関係」

「タイ外交と国際交流： 日本語タイ語通訳の経験から」

講師：内野ティールンクーン氏
(在東京タイ王国大使館・一等書記官)

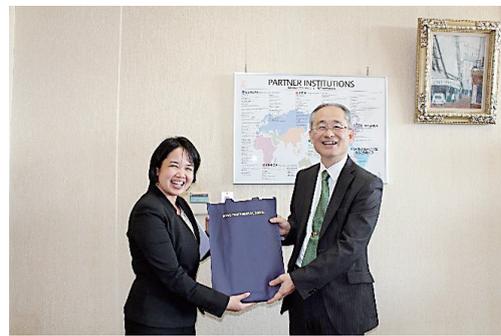
日時：11月14日(木) 10:10~11:40 (2限)
場所：国際関係研究所(研究講義棟4階401-3号室)

連続講演会シリーズ「現代世界と国際関係」
第1回

題目：「タイ外交と国際交流：日本語タイ語通訳の経験から」
講演者：内野ティーランクーン氏（在東京タイ王国大使館・一等書記官）
実施日：2019年11月14日
会場：東京外国語大学 国際関係研究所（401-3）



松隈副学長と内野ティーランクーン氏



松隈副学長と内野ティーランクーン氏



内野ティーランクーン氏講演風景



内野ティーランクーン氏講演風景

<概要>

日本とタイの外交の現場を支える日本語・タイ語通訳の経験から、本講演では、話し手の意図を汲み取って伝えるということだけでなく、政治的な場面においては言うべきこととと言うべきでないことの判断が重要であるという点が強調された。また、話し手のメッセージを論理的に再構築してアウトプットすることの大事さも話題に上った。流暢な通訳が必要であると同時に、通訳者には論理的な思考が必要であるとのことであった。講演会に参加した学生たちは、日本語・タイ語の通訳の現場を踏まえた数々のお話から外交における通訳業務の責任の重大さを、あらためて理解することができた。

（文責：東京外国語大学国際関係研究所所長・教授 宮田敏之）

国際関係研究所主催
講演会シリーズ「現代世界と国際関係」

一般公開
参加費・事前申込
不要

「日中関係の課題 ～多文化共生の視点から」

講師：高橋邦夫氏

(日本総合研究所国際戦略研究所・副理事長／
元駐ネパール大使／元駐スリランカ大使／元駐中国公使)

日時：2019年12月5日(木)
16:00～17:30

場所：東京外国語大学・研究講義棟214教室

連続講演会シリーズ「現代世界と国際関係」
第2回

題目：「日中関係の課題～多文化共生の視点から」

講演者：高橋邦夫氏（日本総研国際戦略研究所副理事長、元在中華人民共和国日本国大使館公使、元駐スリランカ大使兼モルディブ大使、元駐ネパール大使）

実施日：2019年12月5日

会場：東京外国語大学 研究講義棟 214 教室

世界・中国・日本

1. はじめに

(1) 一昨年同様、昨年12月に貴学の松隈潤教授から、東アジア情勢について学生の皆さん及び貴学OB・OGの皆さんを対象に、お話しさせていただく機会をいただきました。これは、貴学関係者の皆さんに何かをお話しするという意味に加えて、私自身がその時々々の東アジアを中心とする国際情勢について、自分の頭を整理するという意味でも得難い機会であり、改めてこうした機会を与えていただきました松隈先生始め関係の先生方、また当日私のつたない話をお聞きいただいた皆さんに心より感謝申し上げます。

更に、講演後、これも前回同様に、私の講演の内容を活字化して貴学国際関係研究所の活動報告書『現代世界の諸層』に掲載いただくことになりましたので、その際、私は一般論として、「国際情勢には、いつ何時、思いもよらないことが起きる可能性があるので、念のため活字化の手続き上、ぎりぎりまで待てる時期に、私の原稿を提出することにより、単に私の講演の『記録』という意味合い以上の、その時点での最新の東アジア情勢を読者の皆さんにお伝えたい」との我が儘を申し上げ、今年（2020年）10月の時点で東アジア情勢をまとめることを御了承いただきました。

(2) その際、私が申し上げた「思いもよらないこと」とは、今年11月の大統領選挙で再選を目指すトランプ米大統領が、自らの選挙戦を有利に進める思惑から、中国に対し予想外の対応をする可能性があること等を主に念頭に置いたものでした。しかし、皆さんも御承知の通り、今年の年明けから、文字通りそれまで我々が想像すらしなかった新たな事態、「新型コロナウイルスの世界的な感染拡大問題」が起きました。その影響は、当初の予想をはるかに超えて、我々の日々の生活はもちろん、各国の政治・経済、更には各国間の関係などにも及んでいます。有識者の中には、その影響の大きさから、この100年間で第一次世界大戦、第二次世界大戦に次ぐ第3の大きな出来事、と言う方もいるほどです。

(3) その一方、東アジアを取り巻く国際情勢の基本的状況は変わっていません。日本の同盟国・米国は、トランプ政権の下、引き続き「米国第一」を掲げて、自国の利益中心の行動を取っていますし、中国は新型コロナウイルス感染の影響は受けたものの、他の国々よりもいち早くウイルスの「封じ込め」に成功し、再びこの地域での存在感を増しています。

以下では、そうした変わっていない東アジアの情勢の基本的枠組みを見据えつつ、一方で新型コロナウイルス感染拡大が、日本を含む各国にどのような影響を及ぼしているのか、またそうした各国内の変化が、東アジア情勢全体にどのような変化を及ぼし、更には今後の見通しはどうかなどについて、私なりの見方を御紹介したいと存じます。

2. 新型コロナウイルスが東アジア情勢に与えた影響

(1) まず、この地域の情勢に大きく関わる中国の状況を見てみましょう。中国は最初に感染者が確認された国ですが、「春節」（旧正月）を控えた人々の大移動、更には初動対応のまずさ（例えば、昨年12月末の段階で、感染拡大に懸念を示した武漢市の医師に現地公安当局が警告をする等）もあり、当初感染が拡大しました。但し、その後は、感染者が増大した武漢市及びその周辺都市などでの「都市封鎖（ロックダウン）」の実施、また先端的情報技術を駆使した感染者の特定・強制的な隔離等を徹底して行った結果、新型コロナウイルスの「封じ込め」に成功し、3月頃から徐々に経済・社会生活が元に戻り始めました。経済状況も、今年第1四半期（1月～3月）の経済成長率はマイナス6.8%とこれまでに落ち込みましたが、第2四半期（4月～6月）はプラス3.2%と目覚ましい回復を示しています。

(2) これに対し、日本は「爆発的感染」にまでは至っていませんが、それでも今なお日々数百人規模で新規感染が生じており、また第1四半期の成長率は対前年同期比マイナス2.3%、第2四半期に到っては同マイナス9.9%でした。日本の隣国・韓国の場合、2015年に韓国を襲ったMERS（中東呼吸器症候群）コロナウイルスの経験を活かして、PCR検査を積極的に行うなど当初は新型コロナ封じ込めに成功したかに見えましたが、その後再流行が起きて今日に至っています。

東アジア情勢に大きな影響を与える米国では、感染者数が約766万人、死亡者数が約21万人（10月12日時点）と夫々世界最悪の状況で、10月初めにはトランプ大統領自身も感染しました。また、米国経済は、算出方法が日本・中国とは異なりそのまま比較することは出来ませんが、第1四半期は対前期比マイナス5.0%、第2四半期は対前期比マイナス32.9%でした。更に、他のアジアの国々も軒並みマイナス成長で、今回の新型コロナウイルス感染拡大が東アジア、更には世界に与えた影響の大きさが伺えます。

(3) 次に、こうした新型コロナ感染が、国際関係にどのような影響を与えているかを、見て行きましょう。私が意見交換した有識者の中には、当初「人類共通の敵」とも言える新型コロナとの戦いに、各国が共同で対処することにより、一時的にせよ国際社会の中の対立が減るのではないかと期待する人もおられました。しかし、現実には、少なくともこの地域に大きな影響を与える米中関係については、状況は反対の方向、即ち、対立が激化しています。米国は、新型コロナウイルス感染患者が最初に発生した中国を、ウイルスの発生源であると非難し、また中国の新型コロナ感染への初期の対応のミスが、今日に到る世界的な蔓延を招いたと批判を続けています。最近、更に、そうした事態を招いたのは、一党独裁体制を取る中国共産党にあるとして中国の体制批判まで行っています。

これに対して、中国は、米国の対応は、自国のコロナ感染対策の失敗を、他国に転化しようとするものであると真っ向から反対し、それまで続いた経済・貿易摩擦に、新たな争点加わった状況です。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大の影響は、米中の対立の激化に留まりません。その具体的な状況は各国様々ですが、共通して言えることは、東アジア各国・地域の経済が程度の差こそあれマイナスの影響を受けていること、またコロナ感染拡大により、人的往来が基本的に止まってしまったことです。後者については、勿論、情報化社会の今日、テレビ会議システムなどを

活用して国際会議などは行われています。これまで海外出張が多かった友人に聞きますと、互いに面識のある人同士であれば、オンライン会議でも余り違和感がないそうですが、初めて会う人との会話はどうしても「ぎこちなくなる」とのことで、恐らく同様のことが東アジアのあちこちで起きているのだと思います。1つ1つの会議についての影響はそれほど大きくないのかも知れませんが、それが積み重なった場合は、やはり国際社会全体の交流に、それなりの影響が出て来ると思います。

3. 新型コロナウイルス感染拡大後も基本的には変わらない東アジアの構図

(1) では、新型コロナウイルス感染拡大によって、東アジア地域の国際関係が何もかも変わってしまったかと言うと、そうではありません。まず、東アジアの政治・安全保障面を見ますと、中国の拡張主義的傾向、北朝鮮による核の脅威などは変わりませんし、それに対応する日米同盟も基本的には変わりありません。ASEAN 各国を取り巻く状況も大きな変化は見られませんが、「マスク外交」などの中国の攻勢がある一方で、南シナ海については、領有権をめぐるベトナムとの対立、漁業権を巡るインドネシアとの対立などがあり、中国・ASEAN 間の「南シナ海に関する行動規範 (Code of Conduct)」交渉は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、当初の予定よりも遅れているようです。そうした中、最近注目されたことは、7月に米国のポンペオ国務長官が、南シナ海での中国の拡張主義的行動に対して、「中国の南シナ海に関する海洋権益の主張は完全に違法である」と公式に批判したことです。これは、米国は従来から言っている南シナ海における「航行・飛行の自由の確保」を越えて、中国の領有権の主張を否定するものです。

(2) 次に東アジア情勢に関係の深い個々の国の状況を見てみますと、まず中国では、上に書きました通り、いち早く新型コロナを封じこめ、経済社会活動も3月ごろから徐々に再開され始めました。5月には約2カ月遅れで、国会に当たる全国人民代表大会 (全人代) が開催されました。しかし、ここにも新型コロナの影響は及び、例年全人代で設定しているその年の経済成長目標が、今年では設定されませんでした。更に、この全人代で世界の耳目を集めたのは、昨年秋の中国共産党中央委員会第4回全体会議 (4中全会) での香港に「国家の安全を守るための法と執行制度を確立する」との決定を受けて、具体的に立法化することを決めたことです。それが、その後6月30日に「香港国家安全維持法」として立法化され、かつ直ちに施行されたことです。これに対して、これまで香港に適用されてきている「一国二制度」が骨抜きになるとして日本を含む西側諸国は憂慮や懸念を表明しましたが、中でも米国は香港政府関係者などに対する制裁措置を発表し、中国・香港側はこれに強く反発しています。更に、香港政府は、当初9月6日に予定されていた議会に相当する立法会の選挙の実施を、中国側と協議の上、新型コロナウイルス感染拡大を理由に1年間延期しましたが、これは上記の「香港国家安全維持法」の導入により親中国派の立候補者が不利になった状況を踏まえてのことであると見られています。

なお、米国は中国への牽制の意味合いもあり、台湾との関係強化を進めており、8月には米台が断交した1979年以降初めてとなる閣僚 (アザー厚生長官) が台湾を訪問し、9月には同様に1979年の断交以来、米商務省としては最高位のクラック国務次官も訪台しました。

(3) 次に米国ですが、米国は11月3日に大統領選挙を迎え、既に共和党の候補者であるトランプ大統領と民主党の候補者であるバイデン元副大統領のテレビ討論会も行われています。こ

れまでの世論調査の結果では、バイデン候補が優勢ですが、トランプ大統領が再選されるにしろ、バイデン候補が選出されるにしろ、米国の中国に対する強硬姿勢は大きくは変わらないであろうというのが、大方の見方です。それは、共和党・民主党の違いを越えて、多くの米国人が急速に増大する中国の影響に警戒感を抱いているためです。ただ、もしバイデン候補が選出された場合には、より伝統的な外交、即ち、日本を含む同盟国との連携強化、米国内の政府組織や専門家の意見の尊重などを行う外交に戻ると言われており、結果、米国の対中政策の予測可能性が高まり、また環境問題など米国と中国が協調姿勢を取れるテーマも出て来るのではないかとされています。

4. 日本が取るべき政策

（1）これまで述べてきたように、今年突然起きた新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の結果、日本を含む東アジア情勢は状況を一変させましたが、その一方で、これまでの国際関係の構図が変わっていない面もあります。そうした状況下、日本はどのような対応をすべきなのか、私見を申し上げて、この小論を終えたいと存じます。

（2）まず押さえておくべきことは、現在、国際社会で日本が置かれている立場は、決して悪くないということです。米国とは伝統的な同盟国ですし、中国とも安倍前政権の後半以降、関係が改善・発展しています。日本は、そうした有利な立場を積極的に活用して、分断（decoupling）が進むといわれる米国・中国の双方に、多国間主義・自由主義・法の支配など普遍的な価値の重要性を説いて行くべきではないでしょうか。その際、日本と同じように米国・中国の協調を期待している ASEAN 諸国や EU 諸国なども連携することが重要だと思います。

（3）但し、そうした役割を果たしていく前提として、日本は日本としての考え抜かれた方針を持つことが重要です。言い換えれば、単に米国の言いなりになっていたり、あるいは感情的に中国に反発しているだけでは、ASEAN や EU の国々が日本と協力して、米国や中国に働きかけることはないでしょう。これは、言うのは簡単ですが、実際に行うことは極めて難しいことです。しかし、世界が100年に一度と言われる大きな変化を迎えている今こそ、日本は世界第3位の経済力を有する国として、またアジアでいち早く近代化を成し遂げた国として、国際社会でこれまで以上に積極的な役割を果たしていくことが求められています。

（4）最後に、私が外務省在職中に訪れたモルディブでの経験を御紹介したいと思います。当時、私はスリランカに日本大使として在勤していましたが、当時はまだ日本大使館が開設されていなかったモルディブも兼轄しており、数カ月に一度、同国を訪問しては両国関係の諸課題をモルディブ政府の皆さんと協議していました。あの東日本大震災が起きてまもなく、モルディブ政府から来訪してほしいとの連絡があり、急遽訪問しました。用件は、東日本大震災で被害を被った日本の皆さんへの支援物資を贈呈したいとのことでした。首都のマレに着き、街を歩きますと、ほとんどの店という店に小さな募金箱が置かれ、そこには「日本の皆さんを助けよう」と書かれていました。その後、私はモルディブの大統領から同国で作られた「ツナ缶」の贈呈を受けましたが、その時、大統領は、「モルディブには、他に差し上げることが出来るものはありませんので、ツナの缶詰を贈呈します。モルディブ国民が僅かなお金を皆で寄付した結果です」とおっしゃり、また「日本はかつてマレを守る防波堤を ODA（政府開発援助）で

建設してくれました。そのおかげで、インドネシア沖大地震の津波がインド洋を越えて、マレに到達した時も、水没を免れました」と説明してくれました。

援助と国際政治は違うかも知れませんが、世界の人々は日本の立ち居振る舞いを見ているのです。日本が道理にかなったことをすれば、世界の人々はそれを認めてくれます。東京外国語大学の学生諸君におかれては、決して内向きに日本の事だけを考えるのではなく、日本が東アジア、更には世界に対しどのような貢献が出来るかという広い視野に立って、物事を考えていただきたいと思います。そうすることが、「情けは人のためならず」と言われるように、中長期的には日本の国益にとってプラスになると信じております。

(2020年10月14日記)

(なお、上記の小論の中で、意見に関わるものは、筆者個人の見解であることを、念のため申し添えます。)

(以上)

(文責：高橋邦夫)

国際関係研究所主催
講演会シリーズ「現代世界と国際関係」

共催：京都大学東南アジア地域研究研究所・東南アジア研究の国際共同研究拠点研究会

一般公開
参加費・事前申込
不要

" Marriage Migration: Experiences of Village Women from Northeastern Thailand with Western Men"

講師：Dr.Ratana Tosakul

(首都大学東京／前東京外国語大学特任教授)

日時：2019年12月17日 (火)

14:20～15:50

会場：東京外国語大学・研究講義棟
国際関係研究所 (401-3)

連続講演会シリーズ「現代世界と国際関係」第3回

"Marriage Migration: Experiences of Village Women from Northeastern Thailand with Western Men"

連続講演会シリーズ「現代世界と国際関係」

第3回

題目: "Marriage Migration: Experiences of Village Women from Northeastern Thailand with Western Men"

講演者: Dr. Ratana Tosakul (首都大学東京・前東京外国語大学特任教授)

実施日: 2019年12月17日

会場: 東京外国語大学 国際関係研究所 (401-3)



Marriage Migration :

Experiences of Village Women from Northeastern Thailand with Western Men

Ratana Tosakul, PhD

Sociocultural Anthropology & Southeast Asian Studies

Adjunct professor
Rikkyo University
Seijo University,
Tokyo Metropolitan University, and
Tokyo University of Foreign Studies (Open Academy)

Focus

- My today's presentation is about lived experiences of poor northeastern Thai village women in international marriages with Western men, beginning in the mid-1990s onwards.



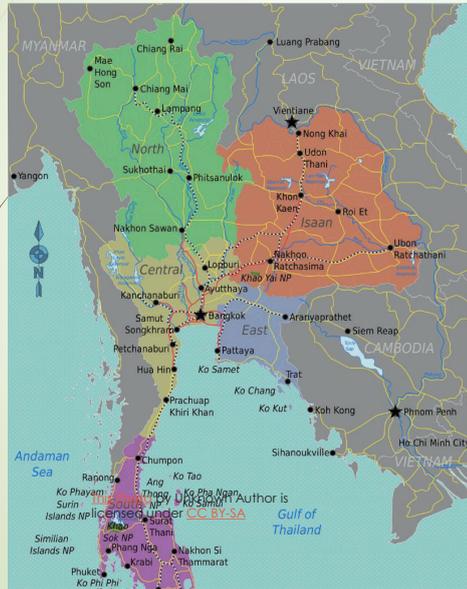
Women and class distinction

- ▶ **Women are diverse economically, socially, culturally, and politically in all societies. Thus, their lived experiences are not identical.**
- ▶ **Women do not form a homogeneous group although we do share some common gendered identities as being women. For instance, women are generally seen as subordinated to men in many cultures around the world.**

Focus (2)

- ▶ **Special attention will be given to Thai women from poor rural village backgrounds, particularly those from NE Thailand who have chosen to immigrated to reside with their spouses in a European country.**

Map of Thailand and ethnographic field sites



- NE
- Roi-Et is the main field site whereas supplementary data were collected from villagers in Khon Kaen and Udonthani provinces.

Method and scope of analysis

- data are drawn from my previous field research about transnational marriages between village women from northeastern Thailand and foreign men from western countries conducted during 2004-2005 and revisited the village from time to time.
- I have adopted the ethnographic method of anthropology discipline for field data collection and theorization.

- 
- ▶ **Based on the data analysis and theorization, I aim to reflect on Thai women's lived experiences, survival strategy and processes of identity construction and negotiation on a global arena.**



Rural village women from Thailand

- ▶ **Similar to many other poor women in Southeast Asia (such as Philippines, Vietnam, and the like) women from poor rural village backgrounds in Thailand have adopted 'marriage migration' to be their main strategy for maintaining poor rural households.**

My argument

- I argue that Thai women are not entirely victims of the political, economic and cultural globalizing processes. They are actually 'agents' of their own actions.
- Within these economic, political, social and cultural constraints, they have attempted to look for spaces for negotiation and empowerment.

Argument (2)

- I argue that global/local relations does not cause the disappearance of local cultures in the global context. Village women from northeastern Thailand do maintain a strong sense of belonging and connecting to their home villages, no matter where they are currently residing.
- (Observations: This has applied primarily among the first generation of immigrants with respect to their relationship to their home societies).



While experiencing the world at large, Thai women, particularly from poor rural villages are not only influenced by **global modernity** but also bound by their **traditional obligations and responsibilities** to fulfill their traditional roles as dutiful daughters to their parents and good mothers to their children.



Historical contexts of moving Thai women from rural regions

- Around the late 1970s and beginning of the 1980s village women from Thailand began their international journeys. Their overseas destination were Europe, especially Switzerland, Germany, and Scandinavian countries.
- Many village women aged approximately between 15 and 65 had experiences of domestic migration to seek employment in Bangkok and other major cities of Thailand prior to their overseas migration.

Rural poverty- a major drive



Women mobility



Marriage migration motivation of village women

- ▶ **Poverty in the rural home villages**
- ▶ **Village-based morality of familial obligations**
- ▶ **Aspiration to urban sophistication of global modernity**
- ▶ **A desire to disconnect from the identity of being poor 'country hicks'**
- ▶ **having bad marriage experience with local Thai men**

The Village in Focus

- ▶ **The social and historical contexts of Baan Roi-Et village in northeastern Thailand**

Becoming marriage migrants: narratives of emigration

- ▶ **Pre-departure stages** for marriage migrants essentially involves the following: finding an intermediary, a broker, or an agent to link with a foreign husband. In general, women do not need to pay a fee to marry internationally. However, there are cases of family & friends who charge women some fees for playing a role of intermediaries.

Connecting to the world outside

- ▶ Based on the survey by the NESDB of Thailand conducted in 2004, there are three major ways for NE women to meet with their foreign husbands. The total 219 female respondents have responded as follows.
 - : through workplace 54.5%
 - through a circle of family & friends 20.2%, and
 - through travel and personal contacts 25.3%
- ▶ Match-making agency / Online matching services
The service agent charges each client between 1750 and 3,750 US\$ depending on the country of a foreign husband and logistical arrangements.

International marriage of a successful case : The story of Nang

▶ *The story of Nang-*

She was born in a poor family farm with nine siblings. She is the fourth child of her parents. When Nang and her siblings were young, they did not have enough rice to eat due to their small farm landholding. They had to borrow money or rice from wealthier families in the village. Their parents finished compulsory education to the fourth grade and so did Nang and all her siblings. Her parents could not afford to provide them with higher education.

The story of Nang (2)

- ▶ Everyone in the family struggled to make ends meet. Migration to urban areas, particularly to Bangkok, was their main survival strategy. When Nang was about 10 years old, she left her village, following her relatives to work as a maid in a furniture shop.
- ▶ There she met her former husband, a Sino-Thai from other province. They married, had two girls together and later divorced. Nang took care of the girls alone without any support from the girl's father. Nang worked harder and harder but it was difficult to make ends meet.

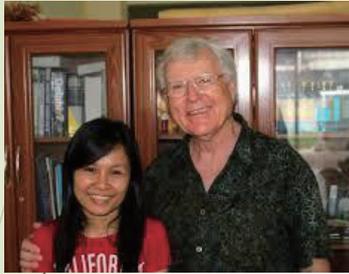
the story of Nang (3)

- A friend who also worked as a maid was sympathetic to her and convinced her to work in Pattaya where she met her current husband from Switzerland.
- Nang moved to live in Switzerland with her husband who was willing to help take care of her two daughters and was a kind man with kind heart.
- In Swiss, in the beginning, Nang worked odd jobs and later established a small grocery shop selling different kinds of food ingredients from Thailand and expanded the business into a Thai restaurant.
- Once Nang was able to stand on her own, she did not forget her home village in Isan. She invited her female relatives to Switzerland and arranged for them to meet their future Swiss husbands. She also supported her parents and siblings economically.

The other side of the story

- Just recently, I happened to learn from a legal translator in Switzerland that there are Thai wives established in Swiss who have engaged in human trafficking. Unfortunately, it is doubted whether Nang is one of those criminals.

International marriages



Political economic structural constraints at home country

- In a country like Thailand where welfare provision and support from the Thai government to its citizens are still minimal, poverty in the agricultural rural countryside still prevalent and shrinking opportunities for male employment could be observed, the task of ensuring family and community survival has increasingly fallen on the back of women. This gendered cultural phenomenon has contemporarily become globalized as Sassen calls this phenomenon '*the feminization of survival*' (2002:1).

feminization

- Tastsoglou and Dobrowolsky (2006:3) further note that in an era of globalization, the consequences of feminization of survival involve the increasing incorporation of cheap female labor migrants from the South, as the global world's new proletariats, into the global capitalist activities of the North. Women are unequally found in low-paid, formal right-restricted 'serving classes' such as domestic services and transnational health care services. They are also found in other low wage, unsafe and unstable works of various kinds, from clerical and blue-collar work to work in the sex trade. Thai immigrants, especially rural village women in Japan are not an exception. They are parts of this unequal precarious globalizing feminization process.

Poor Village migrant Women are usually found in Low-paid and precarious work conditions



Identity construction of female marriage migrants from Thailand

- ▶ Good daughters and modern women
- ▶ Working women versus housewives
- ▶ Gender and class identity

Disconnectedness – disparaging class and gendered identities

Tensions in class and gendered identities

- ▶ Poor 'country hicks' complex disconnectedness
- ▶ Thai people are products of traditional hierarchical Thai society (disconnectedness from working class)
- ▶ Lives of sex workers and negotiating gendered identities

Ambivalence and marginalization in the host society

- Modernity vs. solitude, seclusion, isolation
- Marginal groups
- Social discrimination
- Spiritual insecurity

Identity negotiation: attempts to gaining social recognition at home of origin

- Collective level - -Organize donation (such as *thot phaa paa* ceremony) to support religious activities of Buddhist temples and village schools in their home villages and other rural remote areas of Thailand
- Individual level – remittances to parental home and organize gathering ceremonies to express gratitude to old aged parents, school teachers or anybody, especially elders who do good things to them.

Attempts to gain social recognition (2)

- ▶ Most Thai wives attempt to act morally in order to gain social recognition and peaceful mind. They try to adhere to village-based morality influenced by Theravada popular Buddhism in Thailand, such as the belief in the law of karma and multiple rebirths

Buddhist temple as a sacred space

- ▶ Spiritual security and growth through sanctuary in Buddha, Dhamma, and Sangha
- ▶ A wisdom of practice through mindful meditation to achieve a peaceful mind for some few women
- ▶ Alms giving and forgiveness to reduce one's suffering arising out of greediness, anger and worldly desire attachment



Profane versus sacred

Tensions and conflicts do arise pertinent to the establishment and administrate a Thai Buddhist temple in Japan (namely corruptions as well as leadership power rivalry among women from different class strata and social positions)

Alms offering to a Buddhist monk



Symbolic meaning

sacred

- **A sacred space where Thai immigrants feel they can improve their store of meritorious acts through alms offerings to the Buddhist monks and through doing good deeds to others.**

social

- **A social space where Thai immigrants from all social class strata can attend.**

Summary of the main argument

- ▶ **I argue that what is transnational is actually embedded in the local. Local/global relations do not cause the disappearance of local culture in the global context. Thai diasporic subjects do maintain a strong sense of belonging to and connection with their home of origin.**

Summary of the main argument (2)

- ▶ **These women are conscious social actors (agents) who aspire to attain economic success by redefining and reinterpreting their cultural values in light of their own local cultural practices and those introduced by Western thinking that would serve their current interests and position, despite their constrained and subordinated positions within the existing systems.**

Summary of the main argument (3)

- ▶ Their lived experience plays out in relationships not only to inter-ethnic groups and boundaries, but also to the **connectedness and disconnectedness of other articulated fields of identity- of class, religious, gender, and place**. Although a Buddhist center has served as their **'imagined community'** where their collective ethnic Thai identity is perceived and expressed, their **multiple contested articulated fields of identity** persist. I investigate the intersection of personal subjective experience and the social, cultural, economic dynamics of both home and host societies that have influenced the experience.

国際関係研究所主催
講演会シリーズ「現代世界と国際関係」

一般公開
参加費・事前申込
不要

「国際移住機関(IOM)の活動 ～多文化共生の視点から」

講師：佐藤 美央氏
(国際移住機関・駐日事務所代表)

日時：2019年12月19日(木)
14:20～15:50
場所：東京外国語大学・研究講義棟
214教室

連続講演会シリーズ「現代世界と国際関係」
第4回

題目：「国際移住機関（IOM）の活動～多文化共生の視点から」

講演者：佐藤美央氏（国際移住機関・駐日事務所代表）

実施日：2019年12月19日

会場：東京外国語大学 研究講義棟 214教室

グローバルな課題と聞いて、どのようなことを思い浮かべますか？全体的な世界の貧困状況は改善しているにも関わらず、7億人以上の人々が極度の貧困状況にあります。2億人以上が失業状態にあり、特に若年層がその影響を受けています。多くの国では格差が広がり、様々な差別が女性や女の子の機会を奪っている現実もあります。このように、飢餓や気候変動、無秩序な都市化、人口増加、水不足、ジェンダーに基づく暴力など、国境に関係なく起こり、単独の国では解決することのできない課題がグローバルな課題で、人の移動もそのようなグローバルな課題の一つです。

国連の統計によれば、世界中で2億7,200万人が国境を越えた国際移民であると推計されていて、世界の人口全体の3.5%にあたります。そのうち、およそ1億6,400万人は移住労働者で、移民がそれぞれの自国に送る仕送り額は年々増えており、多くの開発途上国と移民の家族にとって重要な収入源となっています。2億7,200万人の移民の大多数は、旅券や査証のような書類を持って、移動手段も確保し、何かあればどのように対処すればいいかという情報にもアクセスすることが出来ます。しかし世界には、難民を含む強制移動を強いられた人々が7,000万人を超えて、第二次世界大戦後で最も悪い数字になっています。また、自然災害の被災者や人身取引の被害者というような人たちもいます。

移民や難民は、日本にとっても身近な課題です。日本に住む外国人の数は、約283万人（2019年）で、2018年末に比べても、3.6%、10万人ほど増加しています。日本の人口に占める割合としてはおよそ2%強です。出身国としては、アジア諸国出身者が大多数を占めていて、中国、韓国、ベトナム、フィリピン、ブラジル、ネパール、インドネシアという順番になっています。このうち雇用されている外国籍の人は146万人で、中国、ベトナム、フィリピンの順になっています。

このようなグローバルな課題に取り組むために、国連では2015年に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダには17項目の開発目標（SDGs）と169にわたるターゲットが設定されています。このSDGsは、開発途上国のみならず、先進国も取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本でも積極的に取り組みが進められています。SDGsには、移民を含め「地球上の誰一人として取り残さない」という強いメッセージが込められています。そしてSDGs採択へ向けた議論の中で、国際社会において人の移動がグローバルな共通の課題であるとの認識が共有されるとともに、移住と開発の関係が示されました。宣言の中では、「包括的成長と持続可能な開発に対する移民の積極的な貢献を認識している。また、他国への移住は、送り出し、通過、目的地となる各々の国の発展に大きく関連している多面的な実態の現実であり、首尾一貫した包括的な対応を必要とするということを認識している」と言及しています。

そして人の移動については、この SDGs の枠組みに沿って、2018 年に「安全で秩序ある正規の移住に関するグローバル・コンパクト」が採択されました。法的拘束力のない協力の枠組みで、国際的な移住のあらゆる側面を含む移住に関する協力の土台を提供し、SDGs とともに、移住に関する対話や協力を強く推し進める枠組みです。

国際移住機関（IOM）は、正規のルートを通して、人としての権利と尊厳を保障する形で行われる人の移動は、移民と社会の双方に利益をもたらすという基本理念に基づき、移民個人への直接支援から関係国への技術支援、移住問題に関する地域協力の促進、研究、その他移住に関する様々な課題の解決に取り組む国連の機関です。12,000 人以上の職員が 100 か国以上で活動していますが、およそ 95% の職員がフィールドと呼ばれる現場で活動しており、非常に現場主義の強い国際機関でもあります。本部はジュネーブにあり、173 か国が加盟国となっています。

IOM の活動は、人の移動に関わる緊急支援や移住管理に関わる技術支援や能力向上支援、移住に関する対話の促進のためのパートナーシップ構築支援など、多岐にわたっていますが、どの活動も SDGs の実現に貢献することを旨とするとともに、移住に関するグローバル・コンパクト等の国際的な枠組みと密接な関係のもとで実施されています。

IOM が世界中で事業を行う環境は、現場によってそれぞれ特徴がありますが、共通しているのは、どの現場も多文化であり、多様性を尊重する現場であるということです。IOM 職員に共通の基本的価値は、多様性に対する受け入れと敬意、誠実さと透明性、プロフェッショナルリズムの3つです。IOM の職場環境は、多国籍、多文化、そして多言語です。様々な背景をもつ同僚やカウンターパートとの仕事を通して、それぞれの文化や宗教、習慣、食事などにも配慮しつつ、そうした多文化共生の環境の中で仕事をしていく上で必要な研修の機会も多くあります。様々な職場でこうした経験を重ねながら、私自身もまさに移動する人間の一人として、人の移動がもたらす多様性は社会の開発の大きな原動力であり、この多様性によって、より大きな機会を得ることが出来るということを実感しています。

IOM では、インターンシップを受け入れている事務所も多くあり、インターンとして活躍している日本人も多くいます。東京外国語大学と IOM は、2010 年からインターンシップ・プログラムを開始し、2019 年 10 月には、IOM が国連システムに加入してから初めて、覚書の更新を行いました。「まずは IOM の仕事を体験してみたい」「現場の仕事を体験してみたい」という方は、是非、応募してみてください。お待ちしております。

（文責：佐藤美央）

国際関係研究所主催
講演会シリーズ「現代世界と国際関係」

一般公開
参加費・事前申込
不要

「OECDの業務について」

講師：横川友美子氏

(経済協力開発機構(OECD)東京センター
広報マネージャー)



日時：2020年1月16日 (木)

16:00～17:30

会場：東京外国語大学・研究講義棟
214教室

講義では、より具体的に OECD の業務についてイメージを持っていただくために、主な取り組みをいくつか紹介しました。

・ OECD 生徒の学習到達度調査（PISA）： OECD では 3 年に一度、世界各国の 15 歳の生徒を対象に、読解力・数学・科学の能力を調査する PISA テストを実施しています。2018 年に実施（79 の国・地域より約 60 万人が参加）の PISA テストは、重点調査項目として読解力を挙げ、特にオンラインで得られた情報の中からファクトとオピニオンを識別するなど、デジタル化が進む現代において真に求められる読解力を測るものでした（2018 年調査では、日本は参加国中読解力 15 位、数学 6 位、科学 5 位）。こうした調査結果は、各国の教育政策の策定に活用されています。

・ OECD BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクト：ビジネスのグローバル化、デジタル化の進展により、多国籍企業の課税逃れや過度の節税対策がもたらす税収損失は年間 2400 億ドルに及ぶとも言われています。経済のデジタル化に伴う法人税のルール作りは、各国の思惑が激しくぶつかり合う領域ですが、国際的な合意が達成されなければ、各国が独自の課税措置を導入し更なる混乱を招く恐れがあります。OECD は G20 からの要請に基づき、135 の国・地域が参画する包摂的枠組みにおいて、経済のデジタル化に伴う法人税上の課題について議論をリードしています。

・ OECD 「AI に関する理事会勧告」：人工知能（AI）の研究開発・活用が進む中、AI が生産性とイノベーションを向上させるという期待の一方で、労働市場や格差は正にマイナスの影響を与える懸念も指摘されています。OECD では 2018 年より「AI に関する専門家会合」において産官学から 50 名を超える専門家とともに AI 活用の指針作りを議論し、2019 年 5 月には、AI の初の政府間スタンダードとなる「AI に関する理事会勧告」を理事会で採択しました。この勧告は、「人間を中心とした AI」をはじめとして 5 つの共有すべき基本項目を整備したもので、プライバシーやデジタル・セキュリティなど既存の OECD スタンダードと相互に補完しながら今後の AI 開発・活用の指針を示しています。

OECD は上記以外にも、様々な形で報告書や政策提言を発表しているほか、OECD. Stat や OECD Data などのウェブサイトでも国際比較データを公開しています。男女の賃金格差、労働生産性、国際成人力調査（16 歳～65 歳の成人の読解力・数的思考力・IT を活用した問題解決能力の分析）などの興味深いデータを見ると、国際社会における日本の立ち位置に気づくとともに、OECD の政策分析の幅広さを感じてもらえるでしょう。

OECD パリ本部では、300 を超える委員会や専門家会議が連日開催されており、こうした政策議論への参加者数は年間 14 万人にのぼります。また、統計のエキスパートたちが 50 億ものデータポイントを管理し、政策アナリストたちはこれらの膨大なデータをもとに分析をまとめ上げ、年間 500 タイトル以上の報告書を発行しています。まさに、“より良い政策”を届けるために、

日々ダイナミックな活動を行っているのが OECD パリ本部です。インターンシップは、こうした政策議論を垣間見ながら OECD 本部職員の近くで働くまたとない機会です。政策議論の最前線を体感するチャンスとして、貴学の皆さんからもぜひ積極的に応募していただきたいと思います。

(文責：横川友美子)

国際関係研究所 研究会

国際関係研究所 所員研究会

2019 年度

第 1 回

報告者：鈴木美弥子

(本学大学院総合国際学研究院 准教授)

「認知症高齢者の事故に対する監督責任について」



日時 2019 年 **6 月 26 日** (水) **16:00~17:00**

会場 **国際関係研究所(401-3 室)**

一般公開・事前申込不要

*当日は、15:30~ 国際関係研究所 所員総会(所員限定)を開催いたします。

お問合せ：国際関係研究所 (E-mail: iir@tufs.ac.jp)

国際関係研究所研究会
「認知症高齢者の事故に対する監督者の責任」

2019年6月26日
東京外国語大学 国際関係研究所 研究講義棟(401-3 室)

報告者：鈴木美弥子（本学大学院総合国際学研究院 准教授）

I 問題設定

加害者に責任能力がない場合、賠償責任なし

- ・ 未成年者で責任能力がない場合(民法 712 条) … 昨年度の報告
- ・ 精神上の障害により責任能力がない(民法 713 条) … 今回の報告

この場合、責任無能力者の法定監督義務者(民法 714 条 1 項本文)、代理監督義務者(同条 2 項)に、その損害について賠償責任
ただし、監督義務者が、監督義務の懈怠がなかったことを立証すれば免責される(同条 1 項但書)

「法定監督義務者」

未成年者の場合 — 親権者、未成年後見人等が該当

精神障害者の場合 — 平成 11 年の民法、精神保健福祉法の改正前までは、禁治産者の後見人、精保法の保護者が該当

↓
①後見人又は保佐人 → ②配偶者 → ③親権を行う者 →
④ ②・③以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者

①、④ — 家裁へ選任の申立てが必要、②・③不存在のケース

↓
「法定監督義務者」が不存在のケースが多く存在

↓
解釈による「事実上の監督者」としての責任

平成 11 年の民法、精神保健福祉法の改正により、後見人、保護者が法定監督義務者に該当すると解することが困難

↓
・ 精神障害による責任無能力者のケースで、法定監督義務者の該当者が不存在 → 714 条の空文化

さらに

・ 「事実上の監督者」による責任—世話・介護離れに繋がる可能性

これらの点を踏まえ、認知症高齢者の事故に対する、責任をいかに構築すべきか

II 過去の裁判例

従来は、成人の統合失調症の罹患者、あるいは、知的障害者による事件に関するもののみ

- (1) 最高裁昭和 58 年判決以前
事実上世話をしている、手続きをとれば、保護者に選任されていたとして、親を「事実上の監督者」と認める
監督者の予見可能性は、監督義務に関する免責において判断
- (2) 最高裁昭和 58 年判決（最高裁昭和 58 年 2 月 24 日第一小法廷判）
保護義務者（当時の精保法上の名称）の選任をことさら回避したとはいえないこと、事件が発生するまで、他人に暴行を加えたことはなく、加害者の行動に差し迫った危険は認められなかったこと、親は監督能力が乏しく、成人後は監督の事実はないとして、親の 714 条責任否定
- (3) 精神保健福祉法平成 11 年改正以前
「法定監督義務者に準ずる者」に該当するかについての判断で、親の予見可能性が問われるようになる。
→ 民法 714 条 監督義務者が誰か — 原告に立証責任
監督義務違反がないこと — 被告に立証責任
の意味が失われる
- (4) 精神保健福祉法平成 11 年改正以降
 - ・ 精神保健福祉法の保護者は法定監督義務者とされてきた
 - 根拠：精神保健福祉法の自傷他害防止義務
 - ↓
 - 派生して、保護者や後見人に選任されていない親について、「保護者に準ずる立場にある者」として、監督者の責任を検討
 - 平成 11 年改正により、保護者の自傷他害防止義務の廃止
 - 民法 714 条の沿革に立ち戻り、家族の統率者として、親の監督者責任を問う

III 平成 11 年精神保健福祉法、民法改正

- (1) 内容
 - ・ 精神保健福祉法改正 — 保護者の自傷他害防止義務の削除
 - 保護者の責任軽減
 （平成 25 年に保護者制度は廃止）
 - ・ 民法 禁治産者制度の廃止 — 成年後見制度への移行
 - 旧制度 — 禁治産者に対する、後見人の「療養看護義務」
 - 新制度 — 成年被後見人に対する、成年後見人の「身上配慮義務」
 - ノーマライゼーション

(2) 背景

意識、状況の変化

- ・ 精神疾患の開放治療
- ・ 本人の行動の自由の確保
- ・ 保護者、後見人の責任軽減

IV JR 東海事件

認知症に罹患した、平成 19 年 12 月の事故当時 91 歳の男性・A が、JR の駅構内の線路に立ち入り、列車に衝突して死亡した事故による損害について、JR が、その家族に対し請求した事件（子は、長男のほか 3 名）

[事実の概要]

平成 12 年 12 月頃から、A に認知症がうかがわれるようになり、平成 14 年 3 月頃、A の妻、A の長男、A の長男の妻、近居し福祉の仕事をしている A の次女で、家族会議を開き、長男の妻が単身で横浜市から A 宅の近隣に転居し、A の妻による A の介護を補助することを決めた。

その後、長男の妻は、A 宅に毎日通い、A の介護をするようになり、A 宅に宿泊することもあった。長男は、横浜市に居住していたが、本件事故直前の時期には 1 箇月に 3 回程度週末に A 宅を訪ね、また、妻から A の状況について頻繁に報告を受けていた。

平成 19 年 2 月には、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする状態で、場所の理解もできない状況から、要介護 4 の認定を受けた。そこで、家族会議で、特別養護老人ホームへの入所も検討したが、介護の専門家である A の次女の意見もあり、A を引き続き A 宅で介護することに決めた。

その一方、A の妻は、平成 18 年 1 月頃までに、左右下肢に麻痺拘縮がみられ、要介護 1 の認定を受けた。

平成 17 年 8 月、平成 18 年 12 月と、A が徘徊し、保護されることがあった後、長男は、A の妻が就寝中でも A が自宅玄関に近づいたことが分かるように、自宅玄関付近にセンサー付きチャイムを設置し、また、A 宅の事務所から事務所出入口にセンサー付きチャイムが取り付けられていたものの、本件事故当日までその電源は切られたままであった。

事故当日の平成 19 年 12 月 7 日の午後 4 時 30 分頃、A は、通っていた福祉施設の送迎車で帰宅し、その後、妻と長男の妻と一緒に過ごしていたが、長男の妻が玄関で片付けをし、A と A の妻が事務所部分に 2 人きりになっていたところ、A の妻がまどろんで目を閉じている隙に、A は、事務所部分から 1 人で外出した。A は、自宅最寄りの駅から列車に乗り、北隣の駅で降り、ホーム先端のフェンス扉を開けてホーム下に下り、JR が運行する列車に衝突した。

(1) 地裁判決（名古屋地裁平成 25 年 8 月 9 日判決）

長男について、認知症の A に対する介護や財産管理を主体的に行ってきたとして、社会通念上、民法 714 条 1 項の法定監督義務者や同条 2 項の代理監督者と同視し得る A の事実上の監督者であるとしてその責任を認め、その他の者については、その該当性を否定

A の妻について、事務所センサーは電源が切られており、A の以前の徘徊歴からも、A から目を離さずに見守ることを怠った過失があり、民法 709 条により責任があるとした。

(2) 高裁判決（名古屋高裁平成 26 年 4 月 24 日判決）

A の妻を、民法 714 条 1 項の法定監督義務者と認める

- 一 自傷他害防止義務が廃止されてもなお精神保健福祉法で規定されている保護者の諸義務の趣旨を、民法上の夫婦間の同居協力扶助義務（民法 752 条）に及ぼすことにより、精神障害者となった者と同居する配偶者には、履行しえない特段の事情が限り、監督義務がある

事務所センサーの電源を切っており、監督義務の怠りがなかったといえず、免責認めず

A の長男

- ・ 監督義務者に該当しない
 - 一 直系血族間の扶養義務はあるが、それは、A と同居してその扶養をする義務（引取り扶養義務）を意味するものではなく、A の保護者の地位にもなかった
- ・ 民法 709 条の適用
 - 一 本件事故の発生に対する具体的な予見可能性が必要過去に、鉄道の線路や、無断で他人の土地や建物に入り込んだことなし
 - 鉄道の線路内に入り込むような行動をすることを具体的に予見することは困難

(3) 最高裁判決（最高裁平成 28 年 3 月 1 日三小法廷判）

平成 11 年の民法・精神保健福祉法改正により、「保護者や成年後見人であることだけでは直ちに法定の監督義務者に該当するということはできない。」

「夫婦の同居協力扶助義務は、夫婦間の義務であって、第三者との関係で夫婦の一方に何らかの作為義務を課するものではなく、扶助の義務はこれを相手方の生活を自分自身の生活として保障する義務であると解したとしても、そのことから直ちに第三者との関係で相手方を監督する義務を基礎付けることはできず、精神障害者と同居する配偶者であるからといって、その者が民法 714 条 1 項にいう「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」に当たるとする根拠はない。」

「A の長男について、A を「監督する法定の義務を負う者」に当たるとする法令上の根拠はない。」

しかし、「法定の監督義務者に該当しない者であっても、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみられるべき特段の事情が認められる場合には、 衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視してその者に対し民法 714 条に基づく損害賠償責任を問うことができるとするのが相当であり、このような者については、法定の監督義務者に準ずべき者として、同条 1 項が類推適用されると解すべきである。 その上で、ある者が、精神障害者に関し、このような法定の監督義務者に準ずべき者に当たるか否かは、その者自身の生活状況や心身の状況などとともに、精神障害者との親族関係の有無・濃淡、同居の有無その他 の日常的な接触の程度、精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情、精神障害者の心身の状況や日常生活 における問題行動の有無・内容、これらに対応して行われている監護や介護の実態など諸般の事情を総合考慮して、その者が精神障害者を現に 監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど衡平の見地からその者に対し精神障害者の行為に係る責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断すべきである。」

A の妻 — A と長年と同居し、長男、長男の妻、次女の詳細を得て A の介護に当たっていたものの、本件事故当時 85 歳で左右下肢に麻痺拘縮があり要介護 1 の認定を受けており、A の介護も長男の妻の補助を受けて行っていた

A の長男— A の介護に関する話合いに加わり、妻が A 宅の近隣に住んで A 宅に通いながら妻による A の介護 を補助していたものの、自身は、横浜市に居住し、本件事故まで 20 年以上も A と同居しておらず、本件事故直前の時期においても 1 箇月に 3 回程度週末に A 宅を訪ねていたにすぎない（妻は、夫の履行補助者として評価）

両者とも、A の第三者に対する加害行為を防止するために A を監督することが現実的に可能な状況にあったということではできず、その監督義務を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえず、A の法定の監督義務者に準ずべき者に該当しないと、その責任を否定

「民法 714 条に基づく請求に理由がなければ、民法 709 条に基づく請求も理由がない」

V 最高裁判決の評価、今後の責任枠組み

- ・ 平成 11 年の精神保健福祉法改正・民法改正、同居協力扶助義務に関する、従来からの通説的見解に沿った判決
→ 配偶者の法定監督義務者の該当性を否定
- ・ 「法定監督義務者に準ずる者」としての責任の検討
— 抽象的要件 → 該当者拡大の恐れ — しかし、本判決からは、むしろ限定的
- ・ 精神障害による責任無能力者のケースで、法定監督義務者が不存在
↓
改正を含め、再検討の必要

選択肢

- ・ 責任能力を要件とすることを廃止
- ・ 衡平責任の導入
責任無能力者に、信義則上、一定の場合に、賠償責任を認める
- ・ 保険の活用
個人賠償責任保険
認知症に特化した保険
自治体による認知症高齢者補償事業(大和市、海老名市等)

(文責：鈴木美弥子)

国際関係研究所 所員研究会

2019年度 第2回

一般公開

「中国メディアにおけるナショナリズム：
香港の社会運動に関する報道を中心に」

報告者 エン・シンキョク

(本学大学院 総合国際学研究科 博士後期課程)



写真：報告者より

【日時】 2月19日(水) 16:00-17:00

【会場】 国際関係研究所 (研究講義棟 401-3 教室)

* 17:00 ~ 国際関係研究所 所員総会 (所員限定)

<お問合せ> 国際関係研究所 iir@tufs.ac.jp

国際関係研究所研究会

中国メディアにおけるナショナリズム～香港の社会運動に関する報道を中心に～

2020年2月19日

東京外国語大学 国際関係研究所 研究講義棟(401-3室)

報告者：エン・シンキョク(本学大学院博士後期課程)

研究背景

2019年、香港の「反逃亡犯条例運動」では、中国本土の内外で、メディアで全く違う光景である。中国国内では、この運動は香港住民に反対され、もともとは外国勢力によって引き起こされた少数の暴徒が横行しており、香港の独立を求めて中国を引き裂こうとしている。一方、国際メディアでは香港市民の多くは、権威主義体制に対する権利と民主主義を主張し、自分たちの自由のために戦っている。

この論文では、主に2019年ソーシャルメディア「環球時報」および中国政府関係が運営するWeChatの公衆アカウントで、香港の社会運動に関連するニュースとコメントを分析する。これらの分析によって、北京政府のプロパガンダ戦略及び中国大陸人の態度を研究する。

なぜ「環球時報」なのか？

- 1 公式の背景：「人民日報」の傘下に所属する
- 2 影響力：中国本土の新聞では、発行部数が200万部を超えて全国三位
- 3 政治的傾向：中国本土における民族主義的態度を代表するメディア
- 4 編集長・胡錫進氏：物議を醸す人物

中国と国際的な文献によると、「環球時報」は大陸人の怒りを発散する最適なプラットフォームと見なされている。「環球時報」は話題の紛争を引き起こし、極端的な言葉を使って、特にナショナリズムを利用して大騒ぎをするのが得意である。

「環球時報」ウィチャット公衆アカウント(WPA)の特徴

- 1 アクセスの便利さ
- 2 懸念の高いイベントを強調する
- 3 柔軟なタイトルとコンテンツ
- 4 コンテンツのバラエティ

その他、「環球時報」のWPAは、すべての新聞メディアアカウントの中には第三位となっている。

「環球時報」WPAにおける分析

最も注目された記事は以下の特徴を持っている：

- 1 「香港市民」の声と行動
- 2 タイトルと内容で非常に強いナショナリズムと愛国主義を満たされた記事
- 3 大衆の意見を扇動する記事
- 4 紛争を解決するために強制手段（軍事力）を使用することに関連する記事

中国大陸のプロパガンダの構造と戦略

- 1 記事の数が極めて多い
- 2 大陸の人を団結する
- 3 愛国的な香港人のイメージの形成：「愛国議員」何君尧と「光頭警長」劉澤基
- 4 抗議者を中傷する
- 5 欧米諸国への集中攻撃
- 6 香港の重要性と影響を弱める

香港の社会運動に関して大陸人の民意

Facebook や Twitter には、香港の抗議者・世界中の支持者と対抗する北京政府側の立場を持つ大陸人が多数いる。皮肉なことに、中国政府に対する批判的な態度を抱いている BBC や CNN のニュース記事でさえ、VPN を介した中国本土からのコメント者がコメント掲示板の「戦場」を占領した。

一方、筆者のアンケート調査結果により、海外の中国大陸人は一般的に大陸にいる人々とほぼ一致しており、最も近いのは香港警察を支援することである。しかし、具体的かつ詳細的な結果は、海外の大陸人の選択がより保守的で中立的であり、様々な情報源から受け取ることができる状態で想定内の結果である。

終わりに

まず、このような大規模な報道は、報道しないよりも間違いなく優れている。インターネットに圧倒されている民族主義者の過激なスピーチを見るだけでなく、かなりの数の大陸人は香港の人々が何としても自由と権利のために戦うのかについて考え始めていることを

見る必要もある。

一方、大陸人と香港人との距離感はさらに拡大している。合理的な声でさえ中国の立場からであることが多く、香港の人々の考えを真剣に理解することはめったにない。たとえ理解できたとしても、大陸の立場からいわゆる「暴動」を「支援」することは依然として困難である。

30年前、香港の人々は中国の民主運動を支援していた。香港の返還から20年以上経った今、中国の政治、経済、国際的な地位が上がった。大陸人は祖国に対する信頼は、より強くなっている。だから今香港の民主主義を支援する大陸人の数は少ない。中国の経済発展に重要な貢献をした香港は、その地位が低下している。香港の将来は未だに見えないであり、反逃亡犯条例運動の結果でさえ予測不可能である。しかし、確かなことがある。胡錫進氏が言うように、「私は「一国二制度」を守りたいと思います。香港は資本主義システムに基づいた独自の社会的展望を維持する。このような香港は、大陸にとって興味深いものであり、見る価値があると思います。それを「大陸化」すれば、中国はカラフルな側面を失うでしょう。」

(文責:エン・シンキョク)

その他のイベント

カセサート大学(タイ)との研究ネットワークの構築に関する意見交換会

参加者：スニサー特任教授（本学世界言語社会教育センター）、松隈潤副学長、宮田敏之教授(国際関係研究所所長)、キティマー人文学部長、ルジラー講師、ノッパワン講師、ブッサバー准教授

実施日：2019年6月25日

会場：東京外国語大学 国際関係研究所 研究講義棟(401-3室)



この意見交換会では、タイのカセサート大学より人文学部長のキティマー・イントラバンと3名の教員の方々が来所され、研究ネットワークの構築や強化について議論を行いました。また、本研究所での意見交換会に先立って、松隈潤副学長、宮田敏之教授、スニサー・ウィッターヤン・パンヤーン特任教授（特定外国語主任教員（タイ語）、世界言語社会教育センター）らと懇談しました。この懇談会では、カセサート大学のタイ語プログラムや、本学国際日本学部やタイ語専攻の教育に関わる情報が交換されました。

なお、来訪者のうちブッサバー・バンジョンマニー准教授は東京外国語大学で博士号を取得され、母国タイで日本語研究・教育において顕著な活動をされています。さらに、本学で教鞭をとるスニサー特任教授はカセサート大学の卒業生というご縁もあります。



（左からスニサー特任教授、宮田教授、松隈副学長、カセサート大学人文学部キティマー部長、ルジラー講師、ブッサバー准教授、ノッパワン講師）

【国際関係研究所定期刊行物紹介】

『国際関係論叢』第九巻第一・二号（令和2年11月30日発行）

■松隈 潤「SDGsと食料への権利～域外義務の視点から～」

『国際関係論叢』第八巻第二号（令和元年11月30日発行）

■Binod Bhattarai, "Community Forestry and Forest Management Policies in Nepal"

『国際関係論叢』第八巻第一号（令和元年9月30日発行）

■松隈 潤「食料への権利と域外義務 ～アフリカの事例を中心として～」

■Hideaki Shinoda, "Partnership Peace Operations in Multi-layered International Security: An Examination of the Involvement of Regional and Sub-regional Organizations in International Peace Operations"

■Michiko Suzuki, "The Emergence of Modern Humanitarian Activities: The Evolution of Japanese Red Cross Movement from Local to Global"

『国際関係論叢』第七巻第二号（平成30年11月30日発行）

■鈴木 美弥子「責任能力のない精神障害者の近親者の責任について」

■洪 性旭「日本社会における難民受け入れの論点－日韓比較の可能性」

『国際関係論叢』第七巻第一号（平成30年4月27日発行）

■倉石 一郎「革新主義期改革者における「北部黒人問題」認識と教育－ニューヨーク市公教育協会刊行『本市における黒人学童』（1915）再論－」

『国際関係論叢』第六巻第二号（平成29年9月29日発行）

■篠田 英朗「アフリカ諸国による国際刑事裁判所（International Criminal Court: ICC）脱退の動きの国際秩序論の視点からの検討」

■洪 性旭「日本社会におけるソーシャルビジネス理念型の構築にむけて：国際的な議論の現状と日本における含意」

『国際関係論叢』第六巻第一号（平成29年7月31日発行）

■鈴木 美弥子「責任能力のない未成年者の親権者の監督義務者責任について」

『国際関係論叢』第五巻第一・二号（平成28年7月31日発行）

■Kumiko Uno and Teppei Nagai, "Literacy Development through Early Childhood Development Program in India"

■鈴木 美弥子「ドイツにおける不動産売買と瑕疵担保責任」

『国際関係論叢』第四巻第二号（平成27年7月31日発行）

■松隈 潤「国際社会における武力行使禁止原則の変容（三・完）」

■若松 邦弘「支持の地位的拡大と多様性－地方議会における連合王国独立党（UKIP）の伸長－」

『国際関係論叢』第四巻第一号（平成27年1月31日発行）

■Kumiko Uno and Teppei Nagai, "The Effect of Early Childhood Development in South Asia"

■Hideaki Shinoda, "Human Rights, Democracy and Peace in International Constitutionalism of Universal International Society"

『国際関係論叢』第三巻第二号（平成 26 年 7 月 31 日発行）

- 松隈 潤「国際人権法の課題—拷問等禁止条約と日本—」
- Kanami Ishibashi, "The Critical Implications from the Past: The Relationship between the ROK and Japan and the Effectiveness of the Policies including its Original Economic Sanctions against the DPRK"
- 若松 邦弘「イギリスにおける都市政策のアジェンダ変化—自由主義レジームにおける社民主義政権の改革とジレンマ—」

『国際関係論叢』第三巻第一号（平成 26 年 1 月 31 日発行）

- Kimiko Uno and Sho Sakuma, "Foreign Direct Investment into the Western Balkans: The Statistical Analysis of Determinants in Bilateral Investment"
- 渡邊 啓貴「フランスにおける欧州統合の国内化と「EU アイデンティティ」—リスボン条約成立に向けたフランスの貢献とその背景—」

『国際関係論叢』第二巻第二号（平成 25 年 7 月 31 日発行）

- 倉石 一郎「爆発的拡大のための雌伏—米国ビジティング・ティーチャーの大恐慌時代—」
- 梅村 裕子「今岡十一郎の活動を通して観る日本・ハンガリー外交関係の変遷」
- 若松 邦弘「自由主義右派の政党組織化—連合王国独立党（UKIP）の展開と政党政治上の意味—」
- [書評] Sayaka Funada-Classen, "Fukushima, ProSAVANA and Ruth First: Examining Natália Fingermann's "Myths behind the ProSAVANA""

『国際関係論叢』第二巻第一号（平成 25 年 1 月 31 日発行）

- Akito Okada, "The Historical Transformation of the Concept of Equality of Educational Opportunity in Post-war England and Japan"
- Kimiko Uno and Sumire Kobayashi, "The Effect to the Economic Growth by Labor Migration: From the Viewpoint of the Stock of the Human Capital"

『国際関係論叢』第一巻第二号（平成 24 年 9 月 28 日発行）

- 渡邊 啓貴「2012 年フランス大統領選挙の分析—新しいスタイルの大統領サルコジの敗因とオランダの戦略—」
- Kimiko Uno and Sumire Kobayashi, "The Contribution to Economic Growth by Human Capital: The Comparison among BRICs"
- 若松 邦弘「二〇〇〇年代初めの西欧政治における政策志向性の変化—移民・難民の社会統合をめぐる政策論争—」

『国際関係論叢』第一巻第一号（平成 24 年 3 月 30 日発行）

- Kimiko Uno, "Poverty Ratios in Asia and Sub-Saharan Africa based on Logit Models"
- 松隈 潤「国際法と「人間の安全保障」」
- 若松 邦弘「改革の制度的矛盾と政治問題への展開—イングランドにおける交付金制度改革の執行過程—」

※当研究所ホームページ（<http://www.tufs.ac.jp/common/fs/iir/publications.html>）より、収録論文の電子資料（PDF）をご覧ください。

東京外国語大学 国際関係研究所

Tokyo University of Foreign Studies Institute of International Relations

■所長

宮田 敏之 (MIYATA, Toshiyuki) : タイ経済研究、東南アジア経済研究、
タイ社会経済史

■所員 (以下五十音順)

青山 弘之 (AOYAMA, Hiroyuki) : 現代東アラブ政治、思想、歴史
伊勢崎 賢治 (ISEZAKI, Kenji) : 国際関係論
内山 直子 (UCHIYAMA, Naoko) : 経済政策、地域研究
岡田 昭人 (OKADA, Akito) : 比較・国際教育学
蒲生 慶一 (GAMOU, Keiichi) : 経済政策、理論経済学
坂井 真紀子 (SAKAI, Makiko) : 開発社会学、仏語圏アフリカ、
東アフリカの農村開発、モラルエコノミー
澤田 ゆかり (SAWADA, Yukari) : 中国地域研究
篠田 英朗 (SHINODA, Hideaki) : 平和構築
鈴木 美弥子 (SUZUKI, Miyako) : 民事法学
鈴木 義一 (SUZUKI, Yoshikazu) : 現代ロシア地域研究、経済史、
比較経済体制論
田島 陽一 (TAJIMA, Yoichi) : 経済政策、国際関係論
中山 裕美 (NAKAYAMA, Yumi) : 国際関係論、国際協調論、移民・難民研究
丹羽 泉 (NIWA, Izumi) : 韓国・朝鮮地域研究、宗教社会学
春名 展生 (HARUNA, Nobuo) : 国際政治学史、日本外交史
舩方 周一郎 (MASUKATA, Shuichiro) : 政治学、国際関係論、現代ブラジル政治
松隈 潤 (MATSUKUMA, Jun) : 国際法学
松永 泰行 (MATSUNAGA, Yasuyuki) : 政治学、国際関係論、イラン政治
若松 邦弘 (WAKAMATSU, Kunihiro) : 比較政治・西欧政治
渡辺 周 (WATANABE, Shu) : 経営学

*掲載情報は、2020年12月1日時点のものです。

編集後記

国際関係研究所2019年度年間活動報告書『現代世界の諸相』をお届けする。本年は、5回の連続講演会シリーズ「現代世界と国際関係」、2回の研究所主催の研究会、1回のイベント、13回のリレー講義「アジア共同体を考える」を開催した。今年度も、本学教員に加え、多彩な専門分野の学外講師に数多くご講演頂いた。世界の現状、国際社会における日本の位置づけ、そして世界から見た日本はどのようなものかなど、地域研究を基盤としつつ国際関係論をはじめとする社会科学諸分野研究が特徴の当研究所にふさわしい内容となったと言える。

今回の成果は、それぞれの分野で活躍している研究所員の力量と、当研究所の活動全体を率いる宮田敏之所長のイニシアティブの賜物と感謝している。また、本報告書刊行にあたっては、研究所のRAの道日娜（ドリナ）氏（本学大学院博士後期課程）の労力にすべてを負っていることをここに確認し、心からの謝意を示したいと思う。

*東京外国語大学国際関係研究所 年間活動報告書

<http://www.tufs.ac.jp/common/fs/iir/publications.html#nenpou>

『現代世界の諸相』 編集委員長 丹羽 泉

『現代世界の諸相 (Vol. 9 - 2019)』

(東京外国語大学国際関係研究所 令和元年度活動報告書)

2021年3月発行

発行者 東京外国語大学国際関係研究所所長 宮田 敏之

住所 〒183-8534

東京都府中市朝日町3-11-1

東京外国語大学 国際関係研究所

本学研究講義棟4階401-3

電話 042-330-5480 FAX 042-330-5481

E-mail iir@tufs.ac.jp

印刷所 株式会社 松本印刷社